

龍ヶ崎市長 殿

質疑応答書

下記について回答願います。

件名 : 8国補公共下水道管路施設耐震診断調査業務委託	
質疑事項	回答
・一般仕様書P3の「2.5 現地作業」には、「耐震計算を行うマンホールについて管口を含み内部の目視観察、構造・寸法の測定を行って、状況を確認しなければならない。マンホールの管口を含む内部の目視観察、構造・寸法等の測定を行って、状況を確認しなければならない。」とありますが、現地調査の対象は、特殊構造物3箇所のみでしょうか。または、管路施設全体の11,870mのすべてのマンホールのどちらでしょうか。	現地作業の対象は、全てのマンホールではなく、耐震計算を行うマンホール及び特殊構造物を想定しております。 標準マンホールにつきましては、標準耐震診断密度である「管路延長1,000m当り3断面程度、標準マンホール3箇所程度」に基づき耐震計算を行う箇所を選定し、当該箇所について現地作業を実施するものとします。 (特記仕様書 第3章(3)参照) 特殊構造物につきましては、本業務で耐震診断の対象としている3箇所全てについて、現地作業を実施するものとします。

令和8年6月1日

上記のとおり回答いたします。

龍ヶ崎市都市整備部下水道課長